

# 男女共同参画の現状から見えてくる課題

## 働 く 場

雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在するとともに、男女とも仕事と家庭を両立し、安心して子どもを産み育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。

そのため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しなどが必要です。

## 社 会 参 画

女性は政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っていますが、政策・方針決定過程への女性の参画には多くの課題があります。今後も引き続き、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

## 意 識

女性の66.6%が社会全体において「男性優遇」と感じています。男女共同参画社会づくりを進めていくため、今後も、広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。また、女性だけでなく、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発を行うことが必要です。

## 家 庭

男性の家事や育児、介護等にかかわる時間が少なく、依然として女性が主に家事や育児、介護等を負担しているという実態があります。そのため、特に男性を対象とした学習機会の提供を行うことが必要です。

## 女性に対する暴力

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などは男性の被害も見受けられるものの、被害者は主に女性であり、女性の人権を著しく侵害しています。そのため、これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談体制の充実を図ることが必要です。

# 広島県男女共同参画基本計画（第3次）

## 《計画の位置付け》

「広島県男女共同参画推進条例」、  
「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。

## 《推進期間》

この計画の具体的施策の推進期間は、  
国の第3次男女共同参画基本計画との整合性を図り、  
平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までとします。

## 《基本的な視点》

男女共同参画社会を実現するための

- ① 「しっかりとした環境を創る」……………「環境づくり」
- ② 「実践する人を創る」……………「人づくり」
- ③ 「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」……………「安心づくり」

という三つの視点から施策を展開します。

## 《重点的に取り組む項目》

- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や、「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組みます。
- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組みます。

## 《推進体制》

- 各部局が連携を密にし、計画を着実に推進します。
- 計画の推進状況を把握するため、施策に関連する「目標値」を設定します。

「総括目標」 男女共同参画社会の実現に向けた推進状況を把握するのに最も適当な指標として定めたもの  
「個別目標」 施策目標に関連する指標の目標値を定めたもの  
「参考とする指標」 施策の推進状況を多面的に検証するため定めたもの

- 男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し、施策の推進を図ります。

お問い合わせ

広島県環境県民局人権男女共同参画課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話 082-513-2746(ダイヤルイン)

電子メール [kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp) 広島県ホームページ(人権男女共同参画課) <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/>